

## 2. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 1. 維持管理の目的

河川の維持のうち、洪水による災害の発生防止又は軽減に関しては河道、河川敷、堤防及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ちその適正な機能が発揮されるよう努めるとともに、日頃から洪水体制の充実、関係住民や関係自治体との連携を図る。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては沙流川の特性及び利用状況を踏まえ、適切に管理する。

河川環境の整備と保全に関しては、シシャモの産卵床保全や多くの動植物の生息・生育環境の保全及びモニタリングを行い、その良好な環境の維持を図る。また、直轄管理区間のみならず流域全体における河川と森林の整備や保全に配慮する必要がある。

さらに、沙流川らしい川と人とのふれあいを構築するため、アイヌ文化などの流域の歴史を踏まえ、河川管理者、関係機関、自治体、学識経験者、自治会及び市民団体等が、各々の責務を認識し、有機的に連携を図る。

### 2. 災害の発生を防ぐための日々の管理

本流域を含む北海道の胆振日高地方では、近年、集中豪雨が頻発している状況にある。さらに、沙流川は河口部においても勾配 1/700~1/800 の急流河川であり、洪水時の水位上昇が早く、降った雨が早く川に集まるという特性があるほか、流域の土砂生産量、河道における土砂移動量が大きいことも特徴となっている。また、河道内樹木は沙流川において特徴的な景観を構成するとともに、そこに生息する動植物にとって様々な役割を果たしているが、流下能力の阻害要因となる箇所もあり、植生の管理も重要である。

これらを踏まえ、沙流川における洪水による災害の発生防止又は軽減のため、河川構造物等の機能を常に最大限発揮できるように、日常的に維持・管理を行うべき事項について定める。

#### ①河川巡視及び点検

河川構造物の状況、河川利用の適正化、自然環境の状況等を把握することを目的として、定期的に河川巡視を行う。この際、異常な状況等を発見した場合は、直ちにその状況の改善に努める。

## ②堤防、高水敷の維持管理

堤防法面の強度の維持、亀裂・法崩れ等の異常の発見等を目的として、また門別町や平取町市街地、せせらぎ公園などは周辺環境に配慮して適切に除草を実施する。

堤防天端、法面、坂路・階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は適切に補修を行う。

また、門別町富川や平取町本町等住宅地周辺での防塵、河川利用の利便確保などのため必要に応じ天端舗装を行う。

## ③河道内植生の維持管理

河道内における樹木は、流勢の緩和や河岸の保護等の治水機能のほか、河川環境の保全、良好な景観形成等の環境機能を有しているが、洪水時における流下断面の阻害による水位上昇や堤防沿いの高速流の発生等の治水上の支障となることがある。

流水支障木の除去及び植樹に当たっては、治水及び環境上の機能や影響を考慮した上で計画的な管理を行う。

### 1.) 河川環境保全の上で重要な区間の樹林は保全する

二風谷ダム下流のヒシクイのねぐらやアオサギの営巣地等、必要と思われる樹林を保全する。また水際付近の樹林は、河川環境上の機能が特に重要であることから保全又は再生する。

### 2.) 樹林としての連続性を保つ

沙流川らしい景観を維持するため、河岸段丘部や山地斜面から河道(高水敷)に連続する富川地区、紫雲古津地区、平取地区左岸などの樹木群及び河道内で縦断的連続性が確保されていると判断される樹木群については、その連続性を保つ。

### 3.) 河道内植生の維持管理

河口左右岸地区等の流水支障木群を除去した箇所については、その河積を確保するため定期的に樹木を除去して管理を行う。また、河川環境保全上必要な樹林以外の植生についても適切に維持管理を行う。

## ④低水路、河口部の維持管理

低水路の河床変化や砂州の発達、治水上の支障となった場合には、適切な措置を講ずるものとする。出水による土砂堆積及び流木堆積など流下能力の阻害箇所については河道整正等を行う。河床低下が著しい場合においても必要な対策を講ずる。また、これら維持管理の実施においては、サケやシシャモなど魚類等に配慮する。

#### ⑤護岸・根固、水制等の維持管理

河床洗掘による基礎工の破損、滑落及び裏込材の吸い出し等治水機能に悪影響を与えるような事態を確認した場合は、適切な方法により補修を行う。

#### ⑥樋門樋管の維持管理

樋門樋管は機能を正常に発揮できるよう定期的に点検整備を行う。この際、その機能が出水及び地震に対して十分に安全でないと判断された場合には、応急的に改善措置を緊急かつ計画的に実施し、その安全を図る。

#### ⑦樋門樋管の操作

樋門樋管については「操作要領」を定め、実情に詳しい地域の方に管理を委託しているが、今後、委託者の高齢化等の事態が予想されるため、ゲート操作の動力化を進めるとともに、今後の課題として光ファイバー網を利用した施設の遠隔監視、遠隔操作化に取り組む。

#### ⑧ダム の維持管理

堆砂量や水質など貯水池の状況を把握するとともに、貯水池及び周辺のパトロールやダム本体の挙動観測等必要な観測を行い、安全に管理する。なお、放流設備及び観測設備等については定期的な点検を行い、その機能の維持を図る。

モニタリング調査結果については、学識経験者の助言をもとに安全や環境保全に対して、適切な対策を講じる。

また、水系の土砂等の移動の連続性を極力維持するため、下流の環境や生態系への影響を十分検討した上で、ダムへの流入土砂等を下流河道へ供給するための対策を講じる。

#### ⑨ダム の操作

ダムの操作は、下流河川の状況に配慮した上で、別途定められる「操作規則」及び「操作細則」によるものとする。

沙流川は、動植物の保護に必要な流量を確保することとし、特にシシヤモ漁獲期の流量については水産資源の保護を考慮し、必要に応じダムの貯留を制限する。

#### ⑩その他の維持管理

河川区域を適正に管理するため、境界杭の設置等の措置を行う。

河川区域の保全や適正な利用、河川管理施設の案内等を目的とした標識

の設置を行う。

河川区域及び河川管理施設等を適正に管理するための基礎資料として河川現況台帳や河川カルテの整備を行う。

占用施設については、常に良好な状態に維持されるよう占有者を指導する。

許可工作物については、河川管理上支障となった場合、常に良好な状態に保たれるよう、設置者に対し指導、支援を行う。

### ⑪河川情報の管理

河川の水位・流量、水質や雨量等の河川情報や河川縦横断測量等の測量データ、河川工作物等の流域情報を収集し、一元的に管理運用する。

また、水位・流量観測所、水質観測所、雨量観測所及び通信連絡施設の機能を保全するため点検・整備を行う。

## 3. 洪水の監視等

河川整備と相まって、洪水による被害を軽減するためには、水防団等による巡視や緊急対策としての水防活動が非常に重要である。

平成4年8月洪水においては、不休の水防活動により洪水被害の軽減がされている。

このため、河川管理者は降雨や出水等の状況に応じて水防団が迅速・的確な水防活動を行うため、整備される情報伝達基盤等を活用して水防警報の発令や地域の人々へのマスコミ等を通じた情報提供等、関係機関との連携を強化するなどソフト対策を充実させ、洪水被害の軽減を図る。

また、光ファイバー網により河川管理施設等の遠隔監視を行い、遠隔操作化を目指すとともに、河川情報システムの強化を図る。

### ①水防連絡協議会

水防活動を迅速かつ円滑に行うために「水防連絡協議会」を定期的開催し、連絡体制の確認、重要水防個所の合同巡視など水防体制の整備を図る。

また、関連する情報については共有化を図る。

### ②出水期前点検及び出水時の巡視

出水期前には、河川管理施設及び許可工作物を点検して出水期に備えるとともに、その機能に支障が認められた場合、河川管理施設にあっては河川管理者が速やかに補修し、また許可工作物についてはその使用者を指導する。

出水時の巡視については、河川水位が指定水位を越え警戒水位に達す

るおそれがあるときからピークに達した後、警戒水位を下回るまでの間、河川管理施設及び許可工作物を巡視し、異常が認められる場合は、直ちに関係箇所及び関係機関に連絡し必要な措置をとる。

### ③洪水予報及び水防警報

大雨による洪水のおそれがある場合、室蘭開発建設部と室蘭地方気象台が共同で雨量・水位の予測を発表し、報道等を通じて情報の提供を行う。

水防警報については、室蘭開発建設部から関係水防機関に情報の提供を行う。

### ④水防施設及び資材配置計画

防災拠点として車両交換場所を計画的に整備する。

水防資材については、定期的に点検を行い、不足の資材は補充する。また、資材の保管状況が把握できる体制とする。

### ⑤災害時の緊急対策

災害対策用機械を常に良好な状態に保つため、点検・整備を行い緊急事態に備える。また、緊急時は民間保有機械等を活用した水防活動を実施するため、それらを保有する主体と協定を締結する。

洪水の発生により堤防等の河川管理施設が被災した場合には、二次災害を防止するために応急的に機能回復を図り、出水期終了後に速やかに本復旧を行う。

### ⑥防災エキスパートの活用

河川管理施設及び公共土木施設等の被災情報の迅速な収集について、必要に応じて専門のノウハウをもつ「防災エキスパート」を活用する。

### ⑦被害の最小化に向けた情報提供

被害の最小化を図るため、関係町の策定する「防災計画」「土地利用計画」「都市計画」等に必要な情報を提供するとともに、災害時の防災関係機関及び地域の人々の的確な防災行動につながる情報の提供を行う。

また、関係町によるハザードマップ作成に対し、必要な各種河川情報については積極的に提供を行う。

## 4. 地震対策

所定の規模以上の地震が発生した際には河川管理施設の点検巡視を行う。

構造令等に基づき所要の強度を確保するとともに、被害が発生した場合には、速やかに対策を講じる。

## 5. 水環境の保全

周辺と一体となった自然環境、及び全国一級河川の水質調査で上位にランクされるなど全国屈指の清流河川である沙流川の水環境を保全するため、流量・水質の監視を行うとともに、近年多発する水質事故や渇水時の対応について、関係機関との連絡体制を強化し、迅速な対策を行う。

### ①流量・水質の監視

公共用水域の水質測定計画等に基づき、必要な地点で流量・水質調査を行う。

### ②水質事故への対応

水質事故が発生した場合にその被害を最小限にとどめるため「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を定期的開催し連絡体制の強化を図るとともに、水質事故訓練等を行い迅速な対応が行えるようにする。また防災知識の普及に当たり、インターネット、パンフレットやポスター等の掲示に努める。防除活動に必要な資機材の整備を行う。

### ③渇水時の対応

「沙流川水系流域水利用協議会」の開催等により、合理的な水利用について河川管理者と利水者の情報交換や意見交換を行うとともに、渇水発生時には利水者に情報を提供し、利水者間の渇水調整の円滑化に努める。

## 6. 河川空間等の適正な利用の対策

沙流川の河川空間は、下流部を中心に門別町富川などの公園緑地や運動場のほか、軽種馬等の採草放牧地などに利用されている。新たに創出される平取ダム周辺空間には日本一のすずらん群生地が隣接し、ブランド和牛を生産する牧野が多数点在している。

このため、河川空間の適切な利用については、社会的要請を考慮し、自治体と調整を図る。

### ①住民に親しまれる川づくり

河川環境の保全・利用に対する要請がますます増大し多様化している状況を踏まえ、洪水の安全な流下などの治水・利水機能の維持を図りつつ、河川環境の整備と保全、スポーツ・レクリエーション活動等の河川利用、まちづくりと一体となった河川整備、流域に伝わる文化の継承等について、沿川自治体と調整を図り地域の人々に親しまれる川づくりを行う。

## ②不法占用対策

河川巡視等を行い不法占用の防止に努めるとともに、不法占用物件については適正化を図る。

## ③不法投棄対策

河川敷地に投棄されたゴミ、車両、産業廃棄物等は、流水の疎通阻害や洪水時に下流に流出して種々の障害を引き起こす原因ともなる。また、水質汚濁の原因ともなり、堤防法面にあつては芝等を枯死させ法面の破損の原因となる。

このため、地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視、警告看板及び車止めの設置等の対策を行うとともに、河川愛護の普及に努める。

## ④適正な水面利用等の調整

### 1) 水面利用の調整

関係機関の利用計画に基づき、水面の利用区分の調整を行う。

### 2) 河川生産物の調整

#### ・内水面漁業

内水面漁業は、シシャモ及びキュウリウオ漁について漁業協同組合に免許されており、河川の利用については必要に応じ調整を行う。

#### ・砂利採取等

砂利採取は河床の低下、河床材料の変化の要因となり、河床低下や河床材料の変化は河川構造物や水生生物に影響を与える可能性があることから、砂利採取は原則許可しない。ただし、堆積土砂が河川構造物及びその周辺に影響を与えるおそれのある場合、別途検討する。

また、河川巡視等により不法採取の防止に努める。

## 7. 河川環境の保全及びモニタリング

沙流川は、多くの動植物の生息・生育の場として良好な環境であることから、河川環境の保全のため、以下の点に配慮する。

河道については、瀬・淵及び河畔林を極力保全する。また、水質調査を行うとともに、関係機関と連携を図りながら良好な水質の維持に努める。

河口部のシシャモ産卵床の保全のため、河道の掘削方法の工夫、河床粒径の監視等、産卵床の実態把握に必要な調査を実施するとともに、維持流量の確保やダム貯留制限を実施することで遡上時の水深の確保を図る。

沙流川の上流まで遡上・降下するサクラマスなどの魚類のため許可工作

物も含め横断工作物には魚道の設置を検討する。また、本川と支川の合流点の段差で魚類の遡上に支障のある箇所については、その原因を調査の上必要な措置を検討する。

さらに、水辺の国勢調査を継続して実施し河川周辺環境の把握を行うとともに、河川工事の自然環境への影響を考慮してモニタリングを行い、支障が懸念される場合には対策を検討し河川環境の保全に努める。また、河道の維持管理や今後の河道改修のために必要な調査、研究、技術開発を進める。

## 8. 流域の管理

沙流川の自然環境を保全し、また災害の防止や軽減のほか河川管理にも寄与する水系一貫した土砂管理を行う。

さらに流域全体を対象として森林の整備と保全に配慮する。そのため、河川管理者・自治体・森林管理者や農林漁業関係団体等との連携を図り、必要な情報の交換や調整を行う。

## 9. 地域社会と一体となった河川管理の推進

沙流川の豊かな自然環境を保全・整備し、次の世代へと良好な形で引き継いでいくため、地域との連携、協力体制の確立を積極的に行うものとする。

### ①地域との協力体制

流域全体を視野に入れて河川の特長や地域の自然・文化や地域ニーズ等を的確に把握し、地域の人々へ様々な河川情報を発信する。また、地元自治体及び様々な地域活動やまちづくりに取り組んでいる個人、団体等との連携を図るとともに、これらの個人、団体が積極的に河川の整備に参加できる仕組みづくりを行う。

### ②情報提供

光ファイバーネットワーク等の整備を行うとともに、インターネット等で河川に関する情報の提供を行い、併せて意見の聴取なども行う。

### ③川に親しむ取り組み

河川愛護モニターなどによる沿川に住む人々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進める。

また、良好な河川環境を創出するために河川愛護月間や河川清掃など



を通じて河川に対する理解と関心を深める。

#### ④総合学習への積極的な取り組み

総合学習の素材に河川を取り入れてもらうことを積極的に働きかけ、川への正しい知識と関心を補うために地域教育機関との連携を図る。

### 10. アイヌ文化保存、伝承、振興のための取り組み

豊かな自然環境を背景に成立してきたアイヌ文化を保存、伝承、振興するため、沙流川流域の河川整備を実施していく上で次の事項について配慮する。

#### ①遺跡の調査と遺物等の保存展示

河川工事の実施に際し、アイヌ文化の遺跡を確認した場合には、北海道教育委員会、平取町教育委員会及び関係団体と協議の上、事業計画の変更も含めて、十分な措置を講じる。また、記録保存の措置がとられた場合には、出土した遺物や記録を、アイヌ文化の歴史を学ぶ貴重な財産として展示・公開する。

#### ②アイヌ文化に配慮した河川空間の保全と管理

アイヌ文化の伝承、振興に欠かせない素材や資源（ガマ、ヨシ、サケ等）を供給する上で必要な河川環境を保全、創出していくことに努める。また、伝統儀式等が継続的に実施出来るよう河川空間の管理に努める。このほか、川や沢などのアイヌ語地名等を調査し、その伝承のための資料とし、自治体・関係団体等と連携するとともに、必要な調査・検討を行う。

#### ③アイヌ文化伝承や発展のための構想の支援

ダム湖周辺等の河川空間を有効活用するなど、流域の人々や自治体によるアイヌ文化の伝承や発展のための構想を支援していくための諸策を展開する。

### 11. 他機関と連携した将来の地域計画に配慮した河川整備

本整備計画の事業実施期間において、北海道の施策や門別町、平取町の計画するまちづくりと調整し、市街地の発展や農地の利用の仕方等を踏まえ、総合的、効果的に河川整備を進める。

## 2. 3 流域の未来に向けての取り組み

豊かで水害に強い沙流川流域圏の未来構築のため、長期的な視野に立脚して、流域の人々や自治体が主体となる協議会の構築が必要である。河川管理者である国は、その協議会に必要な情報の提供などの支援を行っていくほか、北海道や農林漁業関係機関等についても、将来にわたって連携の強化を図る。

協議会においては、地域住民の日常生活と密着した河川との関わりを踏まえて、流域の形状に制約された未来発展の在り方、総合的な治水の実現に寄与する森林の整備、本計画を上回る洪水に対する危機管理対策などについて恒常的に議論していくことが必要である。

これらを踏まえ、流域の未来に資するため、流域の土地利用・まちづくりを考慮した河川整備について、必要な調査・検討を行う。



写真 2-3-1 沙流川河口より上流を望む